

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 児童相談所長に対する権限の委任
- ◇告示 製炭傳習要綱一部改正
- 昭和二十九年度鳥取県歳入歳出追加更正予算
県支金庫の設置
- 建設業者の変更登録
- 西伯郡の計量器定期検査
跡の移入禁示区域の指定
- ◇公告 争議行為の通知
- 毒物、劇物取扱者試験実施

訓令

鳥取県訓令第七号

鳥取県立倉吉児童相談所長

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十二条の規定により同法第二十七条第一項の措置をとる権限

告示

を委任する。

昭和二十九年五月二十五日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第二百五十七号

鳥取県製炭傳習要綱（昭和二十八年六月鳥取県告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月二十五日

鳥取県知事 西尾愛治

第七条を次のように改める。

第七条 削除

鳥取県告示第二百五十八号

昭和二十九年五月十四日臨時県議会の議決を経た昭和二十九年度鳥取県歳入歳出追加更正予算は、次のとおりである。

昭和二十九年五月二十五日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
移入禁止区域
静 岡 県

公 告

争議行爲の通知の公表について

沢タクシー労務組合委員長田中定男から昭和二十九年五月十九日付をもつて左記第一項の件に関し争議行爲を行ふ旨の通知があつたので次のとおり公表する。

昭和二十九年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 事 件 労務協約締結並びに鳥取県地方労務委員会命令についての措置要求に関する件

二 日 時 昭和二十九年五月三十日午前零時以降
題解決まで

三 場 所 沢タクシー労務組合員の所属従事する一

部又は全部の職場（所属事業所鳥取市末広通り沢タクシー株式会社）
四 概 要 労務の提供拒否、事務スト、その他の争議行爲を実施する。

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和二十九年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 期日及び場所

昭和二十九年六月二十五日午前十時

倉吉市広瀬町 倉吉保健所講堂

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

試験科目 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（但し、農業用のみ受験するものは

毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（但し、農業用のみ受験するものは毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。）

三 手 続

志願者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）を参照し受験申請書に、試験手数料五百円に相当する果の発行する収入証紙を添付して、昭和二十九年六月十三日までに所轄保健所長に提出すること。

別 記

(一) 黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ペルリン青、黄血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

(三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、

甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

(四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(五) 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(六) 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

(七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

(八) クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

(九) 砒弗化水素酸塩類

(十) 銅塩類。但し、雷銅を除く。

(十一) 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

(十二) バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

(十三) ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

(十四) ロテノン及びロテノン含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。

